

令和5年5月8日

# 京都府立盲学校

## 新型コロナウイルス感染防止のための 行動マニュアル

- ※ 本マニュアルは、令和5年5月8日に更新した。
- ※ 本マニュアルは、地域の感染状況を踏まえるととも、今後の文部科学省通知、京都府教育委員会通知等により、随時、変更する。  
変更日は、本マニュアルの上部へ記す。

## <基本的な考え方>

- 文部科学省通知「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.5.8～）」並びに京都府教育委員会通知に基づき、すべての幼児児童生徒が健康で安全に教育を受けられる体制を整え、感染リスクの低減に努めた環境作りを行う。
- 幼児児童生徒については、マスク着用を求めないことを基本とする。ただし、基礎疾患やアレルギー疾患があるなど、健康上不安があり、マスク着用を希望する場合は、着用を妨げない。
- 咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう指導する。
- 新型コロナウイルス感染症に伴ういじめや差別的な言動に対しては、速やかに対応する。

### 1 家庭と連携した健康観察の徹底

- ①家庭では、毎朝、以下の協力をお願いします。
  - ・検温（日頃から幼児児童生徒の平熱について把握しておいてください。）
  - ・風邪症状（発熱、咳、息苦しさ、強いだるさ等）、味覚・嗅覚の異常の有無等の確認
- ②発熱や咽頭痛、咳等の普段とは異なる症状があれば、無理をせずに、自宅で休養するよう御協力をお願いします。
- ③症状に改善が見られない場合、医療機関を受診してください。
- ④日頃より、「十分な睡眠」「規則正しい生活」「バランスの取れた食事」を心がけ、健康を保つようにしてください。また、こまめに手洗い・うがい等、基本的な感染症対策に努めるようお願いいたします。

### ◆必要な持ち物◆

- 清潔なハンカチ・ティッシュ（必要に応じてマスクやマスクケース等）

### 2 幼児児童生徒の学校生活における留意事項

#### 【登校前】

- ・体調に異常があるときは、決して無理をせず、自宅で療養する。

#### 【スクールバス】

- ①乗車前に、添乗員が、発熱や咽頭痛、咳等の普段とは異なる症状がないことを確認する。
- ②乗車前に、手指のアルコール消毒を行う。
- ③定期的に車内を換気する。（換気扇の使用、窓開け）
- ④1日1回、日常的な清掃により、車内を清潔に保つ。

#### 【登校中（下校中）】

- ・公共交通機関（混雑した電車やバス）を利用する児童生徒等は、マスクの着用を推奨する。

#### 【登校直後】

- ・消毒用アルコールで手指の消毒を行った後、校舎内に入る。

## 【授業中】

対角線上の窓を適度に開放し、常時換気に努める。その際、CO<sub>2</sub>モニターの値が1000ppm以下に保たれるようにする。

「換気」

- ・常時、窓を10cm～20cm程度開放する。
- ・CO<sub>2</sub>モニターが1000ppm以下にならない場合は、窓を全開にし、換気扇や空気清浄機の使用等を行う。
- ・換気等により室内の気温を一定に保つことができず、健康被害が生じるおそれがある場合は、服装による調節など柔軟に対応する。
- ・エアコン使用時は、換気扇を使用し、適宜窓を開ける。

感染が流行している場合

- ・グループ活動は少人数で行い、大声での会話は避ける。
- ・一斉に大きな声を出す活動を伴う場合は、近距離で向かいあつての発声は控える（合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏では、体が触れ合わない程度の距離を確保し、原則、向かいあつての歌唱は控える）。
- ・実習科目等、近距離で向かいあつての指導が避けられない授業では、マスク着用を推奨する。
- ・器具や用具を使用する活動においては、配置場所や使用順を工夫し、身体的距離を確保する。

## 【休憩時間】

- ・換気に努める。
- ・外からの帰りやトイレの後は、必ず石鹸で手洗いする。もしくは、アルコール手指消毒を行う。

## 【給食】

給食時は以下のことに留意する。

- ①室内は、換気に努める。
- ②給食当番に携わる教職員は、マスク、三角巾、エプロンを着用し、丁寧な手洗い・手指消毒、使い捨て手袋の利用などに留意して作業を行う。
- ③給食配膳後、すべての料理をラップで覆う。

<喫食者（幼児児童生徒及び教職員）の留意点>

- ①入室後及び退室前には、手洗い・手指消毒を丁寧に行う。清潔なハンカチを持参し使用する。
- ②食べる直前に、料理を覆っているラップをはずす。
- ③食堂内では、大きな声を出さない限り、黙食は求めない。
- ④手洗いや食器返却にあたっては、混雑を避ける。

感染が流行している場合

- ・喫食時間は、対面座席を作らないようにする。

## 【施設設備の消毒等】

- ・教室やトイレなど、幼児児童生徒が利用する場所のうち、特に頻繁に手を触れやすい場所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、日常的な清掃により清潔さを保つ。

## 【その他】

- ・感染が流行している場合、学校行事や部活動、その他特別活動等については、京都府教育委員会からの通知を受け、その都度、対応を検討し、実施や延期、中止等を判断する。

## 3 寄宿舍

寄宿舍については、「本校寄宿舍における新型コロナウイルス感染防止のための対応について」による。

## 4 幼児児童生徒に発熱等の風邪症状等が出た場合

- ①あらかじめ準備した控え室にて対応する。また、保護者等へ連絡し、速やかに下校する。
- ②下校後、医療機関の受診を勧め、受診結果に基づき対応する。
- ③症状がなくなるまでは、自宅で療養する。

## 5 作成日

本マニュアルは、令和2年5月22日に作成した。